

甲府市事業継続支援給付金支給事業 Q&A

Q 甲府市外に居住する個人事業主ですが、給付金の申請を行うことはできるか？

A 支給要件を満たしており、市内に事業所を有する事業主の方であれば、市外にお住まいでも申請いただくことができます。ただし、市内に居住していなくても、事業所等を有する場合には、市民税の均等割が課税されるため、滞納がないことが条件となります。

Q 法人は、市内に本店を有していないと対象とならないのか？

A 個人と同様、市内に事業所を有し、事業をしていれば、他市に本店があっても対象となります。ただし、中小企業者・小規模事業者に限ります。

Q 創業 1 年未満で、2020 年 5 月から事業を開始しているが申請を行うことはできるか？

A 2020 年 4 月 1 日時点で開業しており、3 か月以上継続して事業を営んでいることを原則としていることから、申請することはできません。

Q 市内に複数店舗を所有して事業を行っているが、それぞれの店舗ごとに申請することができるか？

A 事業所に対しての給付ではないので、店舗ごとの申請はできません。1 事業者につき 10 万円としていることから、複数店舗を所有していても 1 回の申請のみとなります。

Q 市内に住所を有していて、他市に事業所を有している場合は対象となるか？

A 他市に事業所を有している場合は、給付の対象としておりません。

Q 2020 年 3 月から 6 月以外の月を基準月にして、減少率を算出して申請できるか？

A 事業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動に影響を受けている中小企業者等に対して事業継続を支援することを目的としていることから、緊急事態宣言や経済活動の自粛の影響を受けた 2020 年 3 月から 6 月のうち、いずれか 1 か月を基準月としているため、それ以外の月を基準月として申請することはできません。